

ちば興銀ユーシーカード通信販売加盟店規約改定のお知らせ

2021年6月1日付で、ちば興銀ユーシーカード通信販売加盟店規約を改定いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

【下線部は改定部分を示します。】

■ちば興銀ユーシーカード通信販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】
＜一般条項＞	
<p>第1条（用語の定義）</p> <p>本規約において使用する次の用語は、以下の意味を有します。</p> <p>1.～7. 変更なし</p> <p>＜追加＞</p> <p>8. 「提携組織」とは、当社が加盟、または提携する組織（マスターカードアジアパシフィックP t eリミテッドが属するカード会社のグループ、およびビザワールドワイドP t eリミテッドが属するカード会社のグループ）をいいます。</p> <p>9. 「カード番号等」とは、カード番号、有効期限、暗証番号またはセキュリティコードをいいます。</p> <p>10. 「実行計画」とは、その名称のいかんを問わず、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した、カード情報等の保護、カード偽造防止対策またはカード不正使用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた<u>クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画</u>であって、その時々における最新のをいいます。</p> <p>11. 「3Dセキュア」とは、会員が本人であることを認証する以下の当社所定の認証サービスをいいます。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) <u>Verified by VISA</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) <u>MasterCard® SecureCode™</u></p>	<p>第1条（用語の定義）</p> <p>本規約において使用する次の用語は、以下の意味を有します。</p> <p>1.～7. 変更なし</p> <p>8. <u>「端末機」とは、加盟店が行うべき第8条に定める手続きの一部を処理する機能を有する機器および情報処理システムをいいます。</u></p> <p>9. 「提携組織」とは、当社が加盟、または提携する組織（マスターカードアジアパシフィックP t eリミテッドが属するカード会社のグループ、およびビザワールドワイドP t eリミテッドが属するカード会社のグループ）をいいます。</p> <p>10. 「カード番号等」とは、カード番号、有効期限、暗証番号またはセキュリティコードをいいます。</p> <p>11. <u>「クレジットカード・セキュリティガイドライン（以下「ガイドライン」といいます）」</u>とは、その名称のいかんを問わず、クレジット取引セキュリティ対策協議会がカード情報等の保護、カード偽造防止対策またはカード不正使用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項として取りまとめたセキュリティ対策<u>義務の実務上の指針</u>であって、その時々における最新のをいいます。</p> <p>12. 「3Dセキュア」とは、<u>その名称のいかんを問わず、加盟店が会員に信用販売を行うにあたり、会員が本人であることを認証する当社所定の認証サービスであって、その時々における最新のをいいます。</u></p>
<p>第2条（取扱商品）</p> <p>1.～5. 変更なし</p>	<p>第2条（取扱商品）</p> <p>1.～5. 変更なし</p>

<p>6. 加盟店は、本規約に基づく通信販売に関し、会員に対して掲示する広告その他の書面ならびに通信販売方法について、割賦販売法・特定商取引法・景品表示法・消費者契約法およびその他の法令等を遵守するものとします。</p> <p>7.～9. 変更なし</p>	<p>6. 加盟店は、本規約に基づく通信販売に関し、会員に対して掲示する広告その他の書面ならびに通信販売方法について、割賦販売法・特定商取引法・景品表示法・消費者契約法・<u>電子消費者契約法</u>およびその他の法令等を遵守するものとします。</p> <p>7.～9. 変更なし</p>
<p>第4条（商品の申込み）</p> <p>1. 加盟店は、会員から商品購入の申込みを、加盟店所定の商品注文票の送付・電話・FAX等、その他当社が認めた方法により、受け付けるものとします。</p> <p>2.～4. 変更なし</p>	<p>第4条（商品の申込み）</p> <p>1. 加盟店は、会員から商品購入の申込みを、<u>インターネットその他の電子的な情報通信手段</u>・加盟店所定の商品注文票の送付・電話・FAX等、その他当社が認めた方法により、受け付けるものとします。</p>
<p>第8条（通信販売の方法）</p> <p>1. 変更なし</p> <p>2. 前項の場合において、加盟店は、<u>実行計画</u>に掲げる以下の措置のうち当社が指定する措置を当社が指定する個数以上講じてこれを行うものとします。</p> <p>(1) 3Dセキュア</p> <p>(2) セキュリティコードチェック</p> <p>(3) 属性・行動分析</p> <p>(4) 不正配送先情報確認</p> <p>(5) その他(1)から(4)と同等以上の対策</p> <p>3.～10. 変更なし</p>	<p>第8条（通信販売の方法）</p> <p>1. 変更なし</p> <p>2. 前項の場合において、加盟店は、<u>ガイドライン</u>に掲げる以下の措置のうち当社が指定する措置を当社が指定する個数以上講じてこれを行うものとします。</p> <p>(1) 3Dセキュア</p> <p>(2) セキュリティコードチェック</p> <p>(3) 属性・行動分析</p> <p>(4) 不正配送先情報確認</p> <p>(5) その他(1)から(4)と同等以上の対策</p> <p>3.～10. 変更なし</p>
<p>第13条（カード番号等の適切管理措置）</p> <p>1. 加盟店は、割賦販売法に従いカード番号等の適切な管理のために、<u>実行計画</u>に掲げられた措置またはそれと同等以上の措置を講じなければならず、かつカード番号等につき、その漏洩、滅失または毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないものとします。</p> <p>2.～3. 変更なし</p>	<p>第13条（カード番号等の適切管理措置）</p> <p>1. 加盟店は、割賦販売法に従いカード番号等の適切な管理のために、<u>ガイドライン</u>に掲げられた措置またはそれと同等以上の措置を講じなければならず、かつカード番号等につき、その漏洩、滅失または毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないものとします。</p> <p>2.～3. 変更なし</p>
<p>第16条（立替払いの代金および手数料の支払方法）</p> <p>1. 当社は、立替払い請求を受けた売上票にかかる債権を次の表①の区分に従いこれを締め切り、それぞれの支払日にそれぞれの合計金額から第17条で定める<u>手数料</u>を差し引いた金額を、加盟店の指定口座へ振り込みにより支払うものとします。但し、当社が個別に認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>2.～5. 変更なし</p>	<p>第16条（立替払いの代金および手数料の支払方法）</p> <p>1. 当社は、立替払い請求を受けた売上票にかかる債権を次の表①の区分に従いこれを締め切り、それぞれの支払日にそれぞれの合計金額から第17条で定める<u>手数料（非課税）</u>を差し引いた金額を、加盟店の指定口座へ振り込みにより支払うものとします。但し、当社が個別に認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>2.～5. 変更なし</p>

<表①> 変更なし	<表①> 変更なし
<p>第 20 条 (会員との紛議)</p> <p>1. 加盟店は、通信販売において割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法、その他法令に違反する取引、および当社が会員の利益の保護に欠けると判断する取引をしてはならないものとします。また、加盟店はこれらの取引を防止するために、および、会員との紛議が発生した場合に適切かつ迅速に解決するために必要な体制を整備するものとします。</p> <p>2. ～4. 変更なし</p>	<p>第 20 条 (会員との紛議)</p> <p>1. 加盟店は、通信販売において割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法、<u>電子消費者契約法</u>、その他法令に違反する取引、および当社が会員の利益の保護に欠けると判断する取引をしてはならないものとします。また、加盟店はこれらの取引を防止するために、および、会員との紛議が発生した場合に適切かつ迅速に解決するために必要な体制を整備するものとします。</p> <p>2. ～4. 変更なし</p>
<p>第 30 条 (調査)</p> <p>1. ～3. 変更なし</p> <p>4. 当社は、本条第 1 項第 1 号または第 2 号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができるものとします。但し、本条第 1 項第 1 号に基づく調査については、加盟店が第 28 条第 1 項第 1 号および同項第 2 号に定める調査ならびに同条第 3 項第 1 号および同項第 2 号に定める報告に係る義務を遵守している場合、本条第 1 項第 2 号に基づく調査については、加盟店が第 29 条第 1 項に定める調査および第 2 項に定める報告に係る義務を遵守している場合には<u>この限りでない。</u></p>	<p>第 30 条 (調査)</p> <p>1. ～3. 変更なし</p> <p>4. 当社は、本条第 1 項第 1 号または第 2 号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができるものとします。但し、本条第 1 項第 1 号に基づく調査については、加盟店が第 28 条第 1 項第 1 号および同項第 2 号に定める調査ならびに同条第 3 項第 1 号および同項第 2 号に定める報告に係る義務を遵守している場合、本条第 1 項第 2 号に基づく調査については、加盟店が第 29 条第 1 項に定める調査および第 2 項に定める報告に係る義務を遵守している場合には<u>この限りではないものとします。</u></p>
<継続的利用代金取扱いに関する特約>	
<p>第 1 条～第 10 条</p> <p><削除></p>	<p>第 1 条～第 10 条</p> <p><u>特約廃止</u></p>

2021 年 4 月現在